

(別紙1)

都市公園利用料金の減免に関する取扱基準(1)

- 1 減免する場合及び減免する額(宿泊施設使用料・電気等消費料・冷暖房使用料を除く) 団体使用で、かつ、入場料を徴収しない場合で次に掲げるとき。

減免の対象	減免額
(ア) 県が主催(共催も含む)し、経費を負担する事業で、県レベル以上の大会等に使用するとき。 (イ) 県から福島空港公園の管理を委託される指定管理者が、都市公園の設置目的を効果的に達成するため公園施設を使用するとき。 (ウ) 別表に掲げる県レベル以上の競技会のために使用するとき。 (エ) 二十一世紀建設館の会議室をうつくしま未来博の「自然との共生」「参加と連携による地域づくり」という理念を継承する活動の目的で使用するとき。	全額
(オ) 県内の小学校、中学校及び高等学校が教育課程の一環として使用するとき。	7割
(カ) 別表に掲げる競技会の地区大会のために使用するとき。 (キ) 福島県スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が行う県レベル以上の競技会のために使用するとき。	5割
(ク) 県が後援し、経費を負担する事業で、県レベル以上の大会等に使用するとき。	3割

- ※・県とは、知事部局・県教育委員会・県公安委員会・県議会・企業局及び各行政委員会をいう。
- ・経費を負担するとは、その大会等のため運営等に要する予算措置がなされていることが前提で、予算書の写し等予算措置が明らかであることを証明できるものであること。
 - ・大会等には、結団式、事前の準備、後片づけに要する使用を含むものとする。
 - ・会議室のみの使用に係る減免は、上記大会・競技会に直接必要な会議のみとする。

(別表)

大 会 名
国民体育大会
全国高等学校総合体育大会
全国高等学校定時制通信制体育大会
全国高等学校軟式野球選手権大会
全国中学校選抜競技大会
東北総合体育大会
東北高校選手権大会
東北高等学校ラグビーフットボール大会
東北高等学校駅伝競走大会
高等学校定時制通信制体育大会東北大会
全国高等学校軟式野球選手権大会第二次予選東北大会
東北地区高等学校秋季軟式野球大会（新人）
東北中学校競技大会
福島県総合体育大会
福島県高等学校体育大会（新人大会を含む）
福島県高等学校ラグビーフットボール大会
福島県高等学校駅伝競走大会
福島県高等学校定時制通信制大会
全国高等学校軟式野球選手権大会福島県大会
福島県高等学校秋季軟式野球大会
福島県中学校体育大会（新人体育大会を含む）
東北地区高等学校野球大会（春季・秋季）
福島県高等学校野球大会（春季・秋季）

※大会開催のための会場準備に要する使用を含むが、大会出場のための練習等に使用する場合は除くものとする。

(別紙2)

都市公園利用料金の減免に関する取扱基準(2)

原子力災害による避難指示区域市町村等が福島空港公園内の会議室を使用する場合において使用料を減免するための取扱基準を次のように定める。

1 減免の対象及び減免する額

減免の対象	会議室等の 使用料	光熱水費等の管 理経費
1 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村(※)が復興・復旧のための会議等の用に供するとき	全額免除する	全額免除する
2 原子力災害により避難指示区域等とされた市町村(※)の住民自治会等がコミュニティーの維持のための会議等の用に供するとき	全額免除する	全額免除する

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 減免の対象とする会議室

- ・ 21世紀建設館
会議室

附則

- 1 この基準は、平成24年10月15日から適用する。